

特別金利優遇定期預金規定

1. (預金対象者)

この預金の預入対象者は、福祉定期預金の預入対象年金(手当)および障害(厚生・共済)年金、遺族(厚生・共済)年金または労災年金の受給者の方とします。

2. (預入限度額等)

この預金の預入店は、上記年金(手当)振込口座指定店1店舗のみとし、1万円以上300万円以下(預入単位1円)でお預けいただくことができます。

3. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて、預入日現在の自動継続自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第3条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

以 上